

町議会議員選挙立候補に伴う党派所属の取扱いに
関する調査特別委員会会議録

日時 令和8年4月21日（火）

午後 2時45分

場所 城里町役場 3階 委員会室

出席委員（6名）

委員長	加藤木 直 君	副委員長	藤 咲 芙美子 君
	関 誠一郎 君		三 村 孝 信 君
	猿 田 正 純 君		綿 引 静 男 君

欠席委員（なし）

地方自治法105条の規定により出席した者（1名）

議長 片 岡 藏 之 君

説明のため出席した者の職氏名

城里町選挙管理委員会書記長	大 津 好 男
城里町選挙管理委員会書記	塩 澤 友 則

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局 長	興 野 友 宣
主 任 書 記	山 口 成 治
書 記	鷲 翔 瑛

城里町町議会議員選挙立候補に伴う党派所属の取扱いに
関する調査特別委員会次第

1 開 会

2 協議案件

（1）提出された書類の確認及び調査について

（2）その他

午後 2時45分開会

開 会

○議会事務局長（興野友宣君） 大変お疲れさまでございます。

調査特別委員会を開催するに当たりまして、加藤木委員長よりご挨拶をお願いいたします。

○委員長（加藤木 直君） ご苦労さまです。

議会のほう、大変ご苦労さまでした。

大変お疲れのところ、調査特別委員会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。

本日の委員会は、提出された書類の内容確認及び調査報告などでございます。慎重なる審査をよろしく願いをいたしまして、挨拶とさせていただきます。

○議会事務局長（興野友宣君） ありがとうございます。

本日片岡議長もご出席いただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

○議長（片岡藏之君） 委員各位には一般質問終了後お疲れのところ、誠にありがとうございます。

皆さんに当たりましては慎重審査をお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。

○議会事務局長（興野友宣君） ありがとうございます。

ここからの進行につきましては、加藤木委員長にお願いしたいと思います。

委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（加藤木 直君） それでは会議に入ります。

審議事項

○委員長（加藤木 直君） 1番の提出された書類の確認及び調査を議題といたします。

本日は選挙管理委員会から総務課長に出席をしていただいておりますので、まずは提出書類について、内容の説明をお願いをしたいと思います。お願いします。

総務課長。

○城里町選挙管理委員会書記長（大津好男君） 既に提出して、今回タブレットのほうに出ておりますので、順を追っていききたいと思います。

こちら、今回委員各位が出席していると思うんですが、本人が届出に來ている方もいらっしゃるの、内容等については分かると思いますが、まず、1枚目については、城里町議会議員の一般選挙候補者届出書でございます。こちら、お示ししてあるとおり、候補者杉山清、性別、男で、本籍、住所について記されております。また、生年月日についても

記されているところでございます。党派については、所属党派自由民主党ということで、職業が会社役員、対象となる選挙については、3月8日執行の城里町議会議員一般選挙ということでございます。

添付書類としては、1、供託証明、2、宣誓書、3、所属党派の届出で、4としては、戸籍の謄本または抄本ということで写しが出されております。

これをもって3月3日に杉山清ということで届出が出されているところでございます。

添付書類、今ずっと動いていまして……

〔「誰か動かした」と呼ぶ者あり〕

〔「総務課長が動かした」と呼ぶ者あり〕

○城里町選挙管理委員会書記長（大津好男君） 私やりますので、よろしかったら……

〔「よろしく願います」と呼ぶ者あり〕

○城里町選挙管理委員会書記長（大津好男君） ちょっとタブレット上、横に表示されておりますが、こちらが添付書類にきます1番の供託証明書で、こちらについては供託者の住所、氏名と、右下にあります。今回の城里町議会一般選挙長に対して、規定である15万円の供託金を法務局に供託しているという証明書でございます。

2番の宣誓書については、公職選挙法でいうところの86条の8第1項、87の第1項251条の2及び251条の3の規定によって、城里町議会議員の一般選挙において、候補者となることができない者でないということを宣誓しているものでございます。

3番であります。こちらが所属党派証明書となっております。こちらについては、候補者杉山清で住居地の表示があり、こちらについて、上記の者は本政党（政治団体）に所属する者であることを証明するということで、自由民主党桂支部長、南條治で証明されて、届出されているものでございます。

こちらが戸籍の謄本または抄本の写しでありまして、本籍地の表示する住所また名前及び生年月日について証明されているものでございます。

続きまして、（6）については、選挙事務所の設置届出となっております。設置する場所については、大字栗412番ということで自宅となっております。設置年月日が告示日の3月3日でございます。こちらについて届け出たということで、候補者杉山清のほうで届出がなされております。

続きまして、7番の出納責任者選任届でございますが、こちらについては、氏名が杉山美智子ということで、住所にあるとおり412番地であることから、奥さんとなる方でございまして、職業及び生年月日、対応する候補者の氏名が記載されて届出がなされております。

続きまして、選挙に係る届出書となっておりますが、こちらの事務なさる方、選挙に係る方の届出が、氏名、住所については第三者の氏名と住所になりますので、こちら黒塗りになっておりますが、そちらの方についての表示されて見えるところは、年齢と性別で、

使用する者の別と期間について、車上運動員でありますとか、事務員ということで届出が出されている部分でございます。

続きまして、こちら立会人となるべき者の届出書でございますが、こちら開票に立ち会える者の届出でありまして、今回の選挙は候補者の数が多かったものですから、くじ引きによって決められているところでございますが、こちらについての立会いとなるべき者の届出が出されているところです。ここなんですけれども、杉山清候補の党派、無所属となっておりますが、こちらチェック漏れでございまして、訂正印いただいていたんですが、斜線訂正しておりません。申し訳ございません。

〔「それ、聞いていい」と呼ぶ者あり〕

○委員（三村孝信君） 訂正というのは本人がやるんじゃないの。選管が預かってやるというのはおかしいだろう。

○城里町選挙管理委員会書記長（大津好男君） 呼び出してというのがやっていなかったものですから。

○委員（三村孝信君） それは駄目だよ。そういうことやっちゃ。

何会派ですか。

○城里町選挙管理委員会書記長（大津好男君） これは先ほどから出ている立候補の届出にあるとおり、ここは自由民主党となるものでございます。

○委員（三村孝信君） 先に進めてもらいましょう。

○城里町選挙管理委員会書記長（大津好男君） 続きまして、こちらが選挙広報でございますが、広報については、広報の規定がありますので、名前と年齢及び所属党派の記載がこちらにございまして、こちらの公約とかのものについては、説明会でもあったとおり、絵とかそういうものを使う場合には、比率があって、それ以上は駄目ですというのがありますが、それ以外については黒字になるものでということで出されておりました、選管としては、誤字と脱字のチェック以外は実施しておりませんので、このまま選挙広報として載っております。

広報の申請書でございますが、こちらが掲載分及び写真2枚、規定の大きさの写真を入れてくださいということで、一緒に出されている申請書でございます。

12番については、こちらが入り切らないので2枚になっておりますが、選挙運動用ポスターということで、こちらが右側です、こちらが残りの左側ということでポスターの事前申請の時点で出されているものでございます。

資料としては、これで全てとなっております。

○委員長（加藤木 直君） 説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。

委員の皆様から何かございましたら、挙手をもって発言ください。

三村委員。

○委員（三村孝信君） 確認をしたいと思います。

これ、届出は本人ですか、全て。

○城里町選挙管理委員会書記長（大津好男君） 事務担当の……宜しいですか。

○委員（三村孝信君） いいよ、呼んで、そのほうが早いから。

じゃ、最初から。

補佐、この一連の3月3日の届出というのは、これ、本人が来ているんですか。

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

○委員長（加藤木 直君） 塩澤さん。

○城里町選挙管理委員会書記（塩澤友則君） 三村委員のご質問にお答えいたします。

立候補届出の際は、ご本人はいらっしゃらずに、代理の方が2名で見えていました。

○委員（三村孝信君） 確認したいのは、この党派所属の線を引いて、印鑑で直してあったでしょう。それというのは、その状態でその届出人が持ってきたのね。

○城里町選挙管理委員会書記（塩澤友則君） この3日の立候補届出日告示日の前に事前審査を行っております。そのときに、ここたしか消えていまして、一回斜線が引いてあったんです、事前審査のときには。そのとき持ってきていただいた書類のときに、所属党派証明書が添付されておりました。

あと、そのときに選挙広報の原稿が持ってきていただいたときに、自由民主党という記載が政党の欄にありました。そうすると、届出書は所属党派証明書が斜線で引いてあるのに、所属党派証明書がついていたり、選挙広報に所属党派として自民党が入っていたり、ちぐはぐだったので、これは立候補届出の日までに候補者のほうに確認いただいて、どういう取扱いでいくのかを確認して、当日訂正して持ってきてくださいということでお伝えして、立候補の届出の日にはこの状態でお持ちいただきました。

○委員長（加藤木 直君） 三村委員。

○委員（三村孝信君） 私たちも県連のほうへ行って確認を取っているんですが、まず、基本的なことを最初に申し上げると、支部で党派証明書を出すということはないんですよ。だから、ここにある党派証明書というのは、これは正式なものではないんですよ。これ、お昼のときにも県連の前大高事務局長に確認を取りました。それはないと。それはそうですよ、各支部が百幾つかあって、それが全部勝手に党公認なんてこと出したら、それこそ收拾がつかないわけだから、これは県連の七、八人のメンバーの中で信用して決めていくということなんで、まず、この党派証明書というのが偽りです。これは、ここではっきりさせていますよ。

私は、選管の立場に立って言うと、党派証明書ということで、桂支部が持ってきたので、これは正式な政党支部の推薦かなと錯誤が起こることもあり得る、百歩譲って、あるかなとは思っただけけれども、やはり選管にはここで審査をきちんとする義務があったと思うんですよ。その手続というのは、あくまでも政党が交付する党籍証明書、つまり公認証明書を県連等で確認すべき。

これは、藤咲さんとか篠田さんが出している党籍証明書というのはきちんとした政党が出しているものですよね。だから、それを自民党の杉山さんの場合にもきちんとやってほしかったというのが、まず1点だね。だから、ここは選管の責任は、この点は逃れられない。

ただ、この一番の原因は、この経緯についても申し上げますが、2月4日に杉山さんは自民党県連に推薦書をもって申請をしているんですよ、公認申請を。ところが、2月7日に、その後、県連は桂支部の推薦だけでは駄目だ、城里支部の推薦も必要だということで、返されたんだよね。

ところが、城里支部は、これ、推薦しないということから、言ってみれば、県連の中においては、議題にも上っていないんですよ。つまり、門前払いだね。審査の前に書類の不備で返されているんですよ。普通なら、そこで公認は諦めるわけだ。

ところが、杉山さんはそこから桂支部の推薦という、そういう手を使って、選管に持っていった。ですから、普通の段階であれば、県連に却下された時点で終わっているわけだ。

ところが、非公式なそういう、正式な証明書じゃないものを持って選管に行った。選管がそこで、確認を怠ったのは、ちょっとそれはミスなんだけれども、普通なら出てこない書類なんだよね。普通なら出てこない書類ですよ。それが出てきて、錯誤したということであれば、そこは少し同情的な部分もある、選管にも。

ただ、杉山さんが行った行動については、これは全くけしからんということだと思うんですよ。普通の候補なら、公認されませんといった時点で無所属でやろうと。ところが、この桂支部推薦なんていう手を使って、さも公認であるかのように、これ、偽りですからね、それで、しかもこの公報に自民党と、ポスターにも自民党と入れて選挙を行っと。これは、著しいルール違反、公選法違反だと思うね。

だから、選挙管理委員会に対しては、この過程においては、いろいろ相手方がそういった手段に出てきたということで、確認を怠ったという、これは過失に当たるとは思うけれども、今後こういったことにはぜひ注意をして、きちんと対応をしてもらいたいという。

これは、なぜこういうことを言うかという、例えばこの、今、自民党というのは、今恐らくあの時点で、高市早苗のブームがあったでしょう。それで、自民党が大勝していて、その自民党の錦の御旗の下に選挙を戦えば有利だというような意識が杉山議員に働いていたとすれば、それによって次点になったり、その次になったり、選挙結果大きく変わったかもしれないじゃないですか。だから、そういう点から言っても、やはりこの責任は重大だと思うんだよね。

だから、今後はそういったことがないように、私は、選挙管理委員会については、今後十分、責任、謝罪を求めるといような形でいいかなと思うんだけど、それは皆さんのあれですけども。

私からは以上です。

○委員長（加藤木 直君） ありがとうございます。

ほかにございますか。

猿田委員。

○委員（猿田正純君） せっかく来ていただいたんで、教えていただきたんですけれども、所属党派証明書の政党のところに自由民主党、括弧して桂支部と入っているものは、例えば政党の所属で来たときには、さっきの一般のあれで提出しているじゃないですか、杉山さんから。でも、藤咲さんなんかは党派のほうのあれで出しているでしょう。これ、自民党の桂支部なんていうことだったら、それはそんな一般の用紙のほうで受付しても大丈夫ですか。

○委員長（加藤木 直君） 総務課長。

○城里町選挙管理委員会書記長（大津好男君） いろいろご迷惑をおかけしてはいるところなのですが、言い訳ではありませんが、公職選挙法の届出について、逐条解説あった中で、全国的な組織を有する政党、今言われた自由民主党さんであるとか、共産党さんであるとか、公明党さんあると思いますが、こちらの地方機関において発行している所属党派証明書について、この猿田委員からありました政党支部（政治団体名）ということで、自由民主党桂支部となっているものについては、多分各いろんな支部ありますが、茨城県の選挙管理委員会のほうに団体登録を出しておりまして、県のほうで一括管理している中で、政治団体として登録がある団体ということで認められているところでありまして、さっき三村委員とかおっしゃっていましたが、全国政党であると、普通一般的な話で言えば、ここも町の中なんで、県連支部とか党本部にお伺いを立てて、共産党さんなんかは本当に全国の頭のほうから多分証明書ということで発行されたもので提出して、選挙の届出を行っているわけだと思います。

ただ、選管としては、逐条解説で取り扱うものについて、普通であれば、三村委員のおっしゃるとおり、持ってこないんですね。通常持ってこないものであるんですが、こちらのほうで、今度それをお断りする裏づけがない状態の中であったので、こういう結果にはなっているところです。

○委員（猿田正純君） ごめんさない、私、聞き方が間違っているのかもしれない。

一番最初の一般選挙候補者届出書、こっちの方には党派として自由民主党って入れているじゃないですか。これというのは、別に、自由民主党と入っていたら、これはもう自民党公認という、それとまた別の意味で取ったんですか。

○城里町選挙管理委員会書記（塩澤友則君） 公認かどうかと言われれば、その所属党派なので、党員かどうかの証明書もそういう形になっているかと思います。

○委員（三村孝信君） それは大きな選管のミスだよ。だって、党員資格だったら、私だって、関さんだって、みんな持っているんだよ。ただ、私らはちゃんと支部長を通して、公認申請をしていないので、だから無所属でちゃんと出しているわけだから、党員証は持

っているわけだから。そこら辺はやっぱり公認証は、あれで来るよ、党総裁の名前で来るんで、やっぱりそれきちんとあるかどうかというのは、確認しないとと思います。

今、総務課長が言ったように、普通だったら、そこの前の時点でもう諦めているわけで、それをさらに持ってくるということだから、少しは選管に同情する部分もあるんだけど、今後はきちんとやってもらいたいということ。

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

○委員長（加藤木 直君） 総務課長。

○城里町選挙管理委員会書記長（大津好男君） 今、三村委員からのお話もあったとおり、通常の全国政党の中でやる分には、政党で通常考えるルートというか、そういうものが普通あるんだと思うんですが、選管としては、今度公職選挙法に伴う逐条解説で、例えば何の裏づけもなく、それ駄目ですというものが当時なかったもので、例えばうちのほうで、これは駄目ですよというのと、こっちの候補者のほうから受理しないのかという今度訴えになるおそれもあるところです。

今後についてですけれども、自由民主党の茨城県連のほうから文書が来ておりまして、茨城県自民県連としては認めていないので……

○委員（三村孝信君） それ、いつ来ているの。

○城里町選挙管理委員会書記長（大津好男君） 3月18日に連合会のほうから、会長、幹事長連名で選管の委員長のほうに来ておりますので、これから選管のほうでも確認はするんですが、これをもって今後については、取扱いについては今回の一般選挙以降のものについてはしっかり、こういう文書が来ておりますので、それをもって受理しないということにできるのかなとは考えておるところでございます。

○委員（猿田正純君） 違うんですよ。私聞いている意味は、自由民主党というので後から来たから分かったから云々じゃなくて、党派のほうで届出書というのを出さなきゃならないとかというのは、それはないのですか。

○城里町選挙管理委員会書記（塩澤友則君） このところ……

○委員（猿田正純君） この書類が公認とかになっていたら、また違う書類じゃないですか、自由民主党とかと。だから、そっちのほうに申請をしなきゃいけないんじゃないのかなと思うんですけれども。

○城里町選挙管理委員会書記（塩澤友則君） 立候補届出に関しては、この一番最初についています一般選挙候補者届出書というものに、ここに添付書類が1、2、3、4とあるかと思うんですけれども、届出書に供託書、宣誓書、それで、党派のところに所属党派を書く場合は、その所属党派証明書が3番目、最後に戸籍の謄本、抄本どちらかついていれば、届出書の書類としては満たして。政党側でどういった公認書とかが出るかというのは、様式的には把握はしておりませんが、それをまたさらに添付していただくということはないです。

○委員（猿田正純君） その党派使っても、こういう書類で、一般的なあれで提出しちゃっても、それは全然問題ないということですか。

○委員（三村孝信君） 基本的には、支部で推薦はできるかもしれないですよ。推薦というのは。ただ、これに自民党とか、例えば公明党とか、そういう政党を名のるということは、公認がなきゃ駄目じゃないですか。

そうすると、桂支部で公認ということはあり得ないですよ。だから、推薦ならいいけれども、ただ、それは無所属と書かなきゃおかしいでしょう、公認がもらえないんだから。

〔「委員長、よろしいでしょうか」と呼ぶ者あり〕

○委員長（加藤木 直君） 総務課長。

○城里町選挙管理委員会書記長（大津好男君） 今の公認とかのお話あったんですが、私の認識で説明しますと、恐らく公認をもらうと、県連とか党本部のほうからいろんなバックアップとか多分フォローがついてくるのが公認なのかというのがありまして、今回のうちの選管で受けているものについては、所属党派という申請書になっているところがございますので、なかなか心苦しいところはあるんですけども、受付としてはしようがないのと、前段でありましたが、通常であれば、長く政治活動しながら党员として来た方の一般のでいうと、普通は出さないんでしょうと思っているところがございます。

○委員（猿田正純君） 何か分からないんですよ。

〔「委員長、いいですか」と呼ぶ者あり〕

○委員長（加藤木 直君） 三村委員。

○委員（三村孝信君） 総務課長が言うのはそのとおりというか、それは、杉山議員は18年間支部長をやって、しかも30年近く党员をやっているんですよ。

〔「23年」と呼ぶ者あり〕

○委員（三村孝信君） 23年でしたね。30年というのは、偽りだったですね。30年というのは偽りで23年だったんだけど、18年近い支部長経験があって、こういうルールを知らないわけではないということですよ。

だから、私と関さんはじめ、猿田さん、小坪さん、4人ともそういうことしていないわけですよ。それは、勝手に城里支部で頼んで、じゃ、自民党推薦でいって10人でやろうか、そういう話には絶対ならないじゃないですか、常識的に考えて。

ちゃんと城里支部の場合に支部長があって、その上に上げて、県連の推薦を受けて、しかも公認証というのは、総裁の名前で来るわけだから、それをもらえなければ、その自民党の看板をかけて戦うなんてことはやらないわけだ。

だから、それを何年もやっていて、十分それ知っていて、それでいて、桂支部でそういう手段でさも公認のような偽りのあれを出すというのは、これは私から言わせれば悪質だと思うよ。

○委員長（加藤木 直君） 総務課長、さっき3月18日に県のほうから来ているという文

書の中身というのは、最終的にどういうふうにしてほしいとかというのはあるんですか。

○委員（三村孝信君） それ、読んでもらってもいいよね。

○城里町選挙管理委員会書記長（大津好男君） こちらとしては……

○委員長（加藤木 直君） 何か、向こうからの要望なんですか。

○城里町選挙管理委員会書記長（大津好男君） そうです。疑問を持っているものと……

○委員（三村孝信君） だから、それ、全部読んでくれる。

○城里町選挙管理委員会書記長（大津好男君） 読みますと、まず、挨拶文が入った後に、先日行われました町議会議員選挙におきまして、杉山清候補者の立候補届出の際に、ある一部の新聞報道によると、自民党所属となっておりましたが、我が党では、杉山清氏を推薦も公認もいたしておりませんが、なぜこのような取扱いになってしまったのか。

本来は、我が党が公認をした候補に限り発行する党派所属証明書を選挙管理委員会に届出をし、そこで認められれば、政党候補者として記載していただけるのですが、今回はどのような経緯で自民党所属と認めてしまったのか、城里町選挙管理委員会の取扱い方に疑問を持ちました。

ちなみに、地元の桂支部のみが党所属証明書を出したとしても、それはあくまでも地域の支部であって、我が自民党茨城県支部連合会が提出しない限り自民党所属とならないものと思います。

また、公報の発行物にも自民党の政党名が記載されております。全てにおいて自民党の公認候補者でないため、自民党の政党名を削除できるものに関してはお願いいたしますとともに、今回の経緯により、自民党所属となったことについて、我が党としては認められないので、通知申し上げます。ということで、事務局及び差出人の名前については自民県連の会長海野さんと幹事長の白田さんの名前で届いているところでございます。

○委員長（加藤木 直君） 分かりました。

それに対して、まず、選管としてはどういう、もうそれは答える方向性というのは決まっているんですか。

総務課長。

○城里町選挙管理委員会書記長（大津好男君） 先ほど来ご説明しているとおり、公職選挙法の中で選挙法の逐条解説にものをもって、選管としては、その時点ではそれでやるしかないもので……

○委員（三村孝信君） 出す文書はできているのですか。

○城里町選挙管理委員会書記長（大津好男君） いや、できていない。

○委員長（加藤木 直君） 出すんでしょう、最終的には。

○城里町選挙管理委員会書記長（大津好男君） 今のところ通知だけしかないもので、返答を求められているものではないので……

○委員（三村孝信君） 返答求められているだろうよ。

そんなこと言っていると、本当もっと厳しく追求するよ。ふざけているよ、これ。

○委員長（加藤木 直君） 今のあれでは、向こうでは何かしらの対応をしてくれというふうに……

○城里町選挙管理委員会書記長（大津好男君） 中を消すものについてですけれども、選挙時のものとして終わっている中で、消すものがない。

○委員（三村孝信君） あるだろう。

だから、あんたらが動いていないから、ホームページ動かしていないよ、まだ、議員のホームページ。

○委員長（加藤木 直君） ホームページ、自民党になっている。

○委員（三村孝信君） それは、総務が何もやっていないからだよ。

そんなふざけたこと言っていると、厳しくやるよ。

駄目だよ、そんな……本当にこれ、委員長。

○委員長（加藤木 直君） 三村委員。

○委員（三村孝信君） 議会議員、選挙を戦うというのは、これは我々にとったら、活動の場を得るために必死で戦っているわけだよ。それ、偽りの看板掲げて、こんな選挙をやっている人がいて、それで、後で、終わってから、ああ、そうですか、しゃんしゃんというわけには、どの議員だって、誰だっていかないでしょう。まして、これで選挙で落ちた議員というのは、これは納得できないと思うよ。

だから、速やかに自民党とかというのは訂正して、県連のほうへも早くやって、それで議場できちんと謝ってほしいよ、選管。

それは、我々議員にとったら、やっぱり公平公正な選挙というのは、一番でしょうよ。

○委員（関 誠一郎君） これ、悪く取れば、町民に対して詐欺行為になるんだよ。自由民主党党员なら入れよう、だましたということになるんだよ。

○委員長（加藤木 直君） 実際いたの、そういう人いたの。

○委員（関 誠一郎君） いたの。

○委員長（加藤木 直君） 自民党側だよって、入れたという人、聞きました。

○委員（関 誠一郎君） それは、やはり町の選管も真摯に受け止めて、対応をしっかりしていかないと。

〔「委員長、すみません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（加藤木 直君） 総務課長。

○城里町選挙管理委員会書記長（大津好男君） 今のご指摘について、選管のほうで対応を、また考えたいと思います。すみませんでした。

〔「もう一点いい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（加藤木 直君） 関委員。

○委員（関 誠一郎君） 今回の投開票が終わった8日の次の日、1日か2日過ぎてから、

町民が選挙管理委員会に、この自由民主党に対して異議申立てしているの。でも、選管は受け付けしない、こんなことやったことないから駄目だと言って、却下されているのという話を当人が私にしていました。

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

○委員長（加藤木 直君） 総務課長。

○城里町選挙管理委員会書記長（大津好男君） 多分別の候補者かなとは思いますが、うちのほうとしては、異議申立書のほうでという話はしたところで……電話で話した中でやり取りを選管のほうでやっていたんですけれども……

〔「電話で」と呼ぶ者あり〕

○城里町選挙管理委員会書記長（大津好男君） はい。

「おかしいんだよな」という話で終わったのかなと思うんですけれども。

○委員長（加藤木 直君） ほかにございますか。

○委員（猿田正純君） 3月3日に届出に代理の人が2名来ていたということですよ。その前のみんなが集まったときの、あのときは来なかったですよ、杉山さんが。

○城里町選挙管理委員会書記（塩澤友則君） 事前審査のときもご本人はいらっしゃらないです。

○委員（猿田正純君） これを持ってきたこの線引いてあって、自由民主党なんかに書き直した書類、これをそのまま持ってきたやつを受け付けしたわけですよ。

○城里町選挙管理委員会書記（塩澤友則君） はい。

○委員（猿田正純君） それに対してその後、本人から電話とかなんていうのは、一切……

○城里町選挙管理委員会書記長（大津好男君） ないです。

○委員（猿田正純君） 一切ないですか。電話もない。

○城里町選挙管理委員会書記（塩澤友則君） 事前審査からずっとご本人とは何も連絡は特にはないです。

○委員（猿田正純君） じゃ、受け付けてくれたから、そのままよしこれでいいということになっただけの話なんですよ。受け付けしなければ、本人が来るか何かするんでしょうから。

○委員長（加藤木 直君） じゃ、本人は、事務長ともう一人しか来ていないということだね、書類関係。

○城里町選挙管理委員会書記（塩澤友則君） そうですね、代理の方2名。

〔「いいですか、委員長」と呼ぶ者あり〕

○委員長（加藤木 直君） 三村委員。

○委員（三村孝信君） 出しゃばっていない、大丈夫ですか。

○委員長（加藤木 直君） 大丈夫です。

○委員（三村孝信君） 実は、これ、党派所属の確認というときに、マスコミ関係者は確認をしているんだよね、県連でも言っていたけれども、どうもすっきりしない部分がある、杉山さんに。だから、本当に公認を得ているのかどうかというのを確認を取って、それで新聞報道は無所属にしているんだよ。それ、公報とか、これはそのまま杉山事務所というか杉山さん本人の意向を酌んでやったらんだから、その辺は、もっと慎重さが必要だったと思うよ。

一番、これ、選挙公報というのは、記載は正しいというか、一般の投票者、選挙民のよりどころとするものでしょう。それに虚偽の事実が書いてあるということは、相当大きい責任あると思うよね。だから、その辺も選管はしっかりしてほしい。

それと、さっき委員長も言われていたように、県連から来ている通知に対して、3月18日に来ていて、まだ集まりも開いていないんだらう、この件に関して。それは、選管の委員長含めてそういうことやらなきゃ駄目だと思うよ。

それで、きちんと自民党員も対応する、それから、杉山さんにだってきちんと、杉山議員にもこれは駄目だということは、訂正するんだ、毅然としたところ見せなかったらば、我々だって何のために調査しているかといったら、そういう不公平な部分、不正な部分があるから、こうやって調査しているんだから、それはきちんと改めていってもらわないと。

○委員（猿田正純君） 次回だって同じことあり得ますから。

○委員（三村孝信君） だから、8月だってあり得るでしょう、こういう。まだ選挙は12月だってあるんだものね、選挙。だから、やっぱり選管はきちんとやってもわないと。

○委員長（加藤木 直君） いいですか、俺。

○委員（三村孝信君） どうぞ。

○委員長（加藤木 直君） これ、課長、3月18日に県連から来ている文書に対しての、こういう文書が来ているんだけど、どうしますかということで、選管の中でちゃんとした方向性決めてもらってれば、我々だって調査委員会なんかつくらなくても、そういうふうなこと、本当、こういうふうなことやらなくても。それは対応してもらわないと、ちょっとあれだな。どうだろう。

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

○委員長（加藤木 直君） 総務課長。

○城里町選挙管理委員会書記長（大津好男君） 先ほども途中でご説明しましたが、委員会として対応するかどうかというの、ちょっとやらないといけないということで……

〔「しないと駄目だと思うよ」と呼ぶ者あり〕

〔「対応するかどうかじゃない、どう対応するかだよ、する、しないという対応はないよ」と呼ぶ者あり〕

〔「回答をもらわないと」と呼ぶ者あり〕

○城里町選挙管理委員会書記長（大津好男君） あと、1点よろしいですか。

○委員長（加藤木 直君） はい、総務課長。

○城里町選挙管理委員会書記長（大津好男君） 町の選挙管理委員会も今回の選挙の届出に関して、かなりレアなケースであった部分なんですね。当時ちゃんと茨城県の選挙管理委員会に考え方についてを確認しているのと、近隣自治体にも全て選挙管理委員会がありますが、同情されている部分がありまして、普通は持って来ないんだけど、出されてちゃったんですねということで、ただ、選管としては、全国政党のほうから何か意思表示が出ていないと、ここでなかなか止められない部分があったのでというところはございます。

やみくもに來たのを全て普通に受けるということをしているわけではないんですが、ただ、選挙の受付については、簡易審査しか選管ではできないので、例えば実績が出ているのがとか、そういうところとか、中傷するようなものがあってもというのが、そこはなくて、通常見るのは、簡易審査なので、誤字脱字の確認と、町の選管の規則に載っている例えば公報の文字の作りとか、絵とか、キャラクター入れる部分の割合ぐらいしかなかなか指摘するところがありませんので、そこだけは、恐らく何人か本人が来て、事前審査とかも受けているとは思いますが、そのときと状況は一緒でございますので、そこはご了承くださいなとは思っております。

○委員（三村孝信君） 了承と言われても。

○委員（猿田正純君） 今の話で各市町村とかにもいろいろ選管に聞いたと今言われましたけれども、そのときに、じゃ、こういうことがあったという話はしているわけじゃないですか。それで、どこも、うーん、それだけで……、何のアドバイスとか、それ駄目なんじゃないのとかという、そういう言葉は何にもなかったんですか、どこの市町村も。

○城里町選挙管理委員会書記長（大津好男君） 駄目な市町村も……

○城里町選挙管理委員会書記（塩澤友則君） 聞いている中で、やっぱりほかの市町村の選管もその証明書に記載された政治団体が県に登録されている政治団体かは確認して、それが載っていれば、受付はするということは話しました。

○委員（猿田正純君） じゃ、そこまでは受付しちゃうから、別の選管の責任はないと。

○委員長（加藤木 直君） それは、支部は載っていると。

○委員（関 誠一郎君） でも、方や自民党県連が認めないと言っているから、おかしいよな。整合性がない。

○委員（猿田正純君） 県の選管のほうは何て言っていたんですか。

○城里町選挙管理委員会書記（塩澤友則君） 同じような。

○委員（猿田正純君） じゃ、受付してもいいですよ。あとは、自民党がその党派だけの中の問題でしょうという、そういう問題じゃないでしょう、これは。あくまで選管を問題にすると思うので。

〔「委員長、いい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（加藤木 直君） はい。

○委員（三村孝信君） 前に上遠野修さんが町長選やったときに、桂支部推薦というのでやって、前回やっているよね、旗立てて。それのときって、無所属では出ているんだけど、そういうときも桂支部からのそういう出ているの、推薦みたいなのは。4年前だから無理か、これは。

○城里町選挙管理委員会書記（塩澤友則君） 無所属の場合は、特に所属党派証明書、当然要らないので。

○委員（三村孝信君） なるほどね、だから、普通だったら、そうなんだよな。無所属で戦うんだよ。それを今回は、自民党とやっているから、それが問題で……

〔「ちょっと、いいですか」と呼ぶ者あり〕

○委員長（加藤木 直君） 副委員長。

○副委員長（藤咲芙美子君） 3月18日に県連から来たとき、今読み上げていただきましたが、このときは、大変なことになったなとか、これは何とかしなくちゃならないねという意識にはならなかったんですか。

○委員長（加藤木 直君） 総務課長。

○城里町選挙管理委員会書記長（大津好男君） 大変なところにいるなという認識はあります。政治の中に、選管を、ちょっと言葉悪いですが、少し巻き込まれている部分と、どういう騒ぎになるのかというのが、当時、これが来たときから私も体調悪いですが、かなりストレスの高いものではあります。

○委員長（加藤木 直君） 副委員長。

○副委員長（藤咲芙美子君） こういう何か大変なことになったなと、自分で気がついていましたよね、していますね。そういうときに、公のものとして、自分たちの責任ってあるはずですよ。そんなときに、誰かに相談をして、何か解決しなくちゃならないとか、早めに対応するとか、自民党の県連に何か大きな影響があるとか、そういうようなこと、何か考えて、行動は起こさなかったんですか。

○委員長（加藤木 直君） 総務課長。

○城里町選挙管理委員会書記長（大津好男君） 先ほど来言っている、まだ行動そのものはしておりませんので、この考えるものと、また、先ほど來說明しているとおり、公職選挙法の選挙管理委員会として、届出について受けるものも選挙法に書かれているものにのっとってやらなくてはいけない部分がありますから、選管としての立場じゃなければ、私もこれはやらないでしょうと、ここまで言いたい部分はありますけれども、いろいろ選挙法の逐条解説等確認しながらやっていく中では、受けるしかない部分ではあるので、口は悪いですが、板挟みにはなっておりますね。

〔「ちょっと、いい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（加藤木 直君） 副委員長。

○副委員長（藤咲芙美子君） さっきまだ検討していないというようなことも言っていた、結局誰かうやむやにしてしまったとか言っていたかな。時期が過ぎれば、何とかなるかな、うやむやにしちゃえばいいのかな、このまま何とかなるかなというふうに、自分自身思ったことはありませんか。

○委員長（加藤木 直君） 総務課長。

○城里町選挙管理委員会書記長（大津好男君） うやむやにするという意識はなくて、実際この一件の後から、いろんな自民党関連の方々からとか、いろんなお話とかが既にずっとありますので、うやむやにするというか、日にちがたてばいいという認識はありません。

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

○委員長（加藤木 直君） はい、どうぞ。

○委員（藤咲芙美子君） そういうことであれば、3月18日に来た時点で、すぐにでも集めて、検討委員会と検討するとか、その担当者同士で、こういうの来ているんだけど、どんなふうに対応しようねとか、そういうようなことというのは、話し合うことはなかったんですか。

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

○委員長（加藤木 直君） はい、総務課長。

○城里町選挙管理委員会書記長（大津好男君） 確かに選管の事務方と話しながら、話していたんですが、先ほど来ご説明しているとおり、公職選挙法の取扱いの解説の中でいけば、やるのは致し方ないのと、自民党さんのほうから文書来ている中では、認められないという旨来ておりますが、政党に対して、選管で返事をするのが妥当なのかどうか、いろんな悩みはあるところではあるんですが……

○委員（関 誠一郎君） 委員長いい。

これ、このまま放置すると前例になるんです。これでよかったんだから、次の人もこれでいいとなるんだよ。

○城里町選挙管理委員会書記長（大津好男君） それも先ほど説明しましたが、自民党の上部団体などから、こういう文書が来ておりますので、これをもって、今後は取扱いを茨城県ですと上部団体、県連支部で認めたもので取り扱うようにするというのは、また後でやらなくてはいけないのかなと思っております。

〔「委員長、いいですか」と呼ぶ者あり〕

○委員長（加藤木 直君） 副委員長。

○委員（藤咲芙美子君） 課長、これ、やっぱりうやむやにしちゃいけないですよ。きちんと政党に行って、謝るとか、そういうようなことするとか、何かの形でアクションをしておかないと、城里町は大変な、何でもいいんだというような、ごちゃごちゃにしまって、そのままでやっちゃうところなんだという、議員もそういうふうな目で見られちゃうし、三村さんが非常に自分たちはこの選挙はきちんとしたところで本当に死に物狂いで

やっているだという、そこに上がるために、きちんとして一生懸命やっているのに、そういうことがあって、うやむやにされてしまうというのは絶対許せないと思うし、自民党県連に行っても、きちんと話して、決着つける必要あるんじゃないですか、これ。

このまま課長さんたちが答弁している話を聞いていると、何かこのまもうやむやにして、何とかかな、時期がたてばいいかなという、今、関委員さんも言っていたけれども、前例になるよと言ったけれども、そういうのがだらだらと次から次となっちゃうと思う、それは。

だから、ここは特別委員会開いたということなんで、きちんと話す、どういう形になるのか、ちょっと敬意を表して、そして、こういうことでけじめつけるというようなことできちんと言うべきだと思います。私はそう思いました、自民党じゃないけれども。

〔「これ、ちょっと2ついいですか」と呼ぶ者あり〕

○城里町選挙管理委員会書記長（大津好男君） はい。

○委員長（加藤木 直君） これ、県連からそういう文書が来ているということで、まず、今政権の一番真ただ中にある自民党の県連から来て、それに対して、当然町長知っていますよね、この文書が来ているのは、町長は。知らないわけないでしょう。知らないのですか。

〔「委員長、いいですか」と呼ぶ者あり〕

○城里町選挙管理委員会書記長（大津好男君） 選挙管理委員会は一応町長とは別の組織なので、私のほうから情報提供はしておりません。

○委員長（加藤木 直君） じゃ、知らないということね。

○城里町選挙管理委員会書記長（大津好男君） ただ、自民党の支部としてどうなっているかは、私そこまでは分からないのですが。

○委員長（加藤木 直君） 幾ら選管独立しているからといって、町長が知らないというのはおかしいだろう。

じゃ、町長が知っているか、知らないかというのは分からない。

じゃ、もう一点。

今回のこの提出について、いろいろクエスチョンマークがついている部分が皆さんから出ているけれども、これについて少なからずは圧力というのはどこからありましたか。

○城里町選挙管理委員会書記長（大津好男君） というのは……

○委員（三村孝信君） そういったものは感じたことはない。

○城里町選挙管理委員会書記長（大津好男君） ないですね。受けた後と選考に入った中で、今で言う自由民主党はおかしいというのは言われてはいますが、通常の選挙事務に関しては、何の圧力もない。

○委員（三村孝信君） どこからの圧力も感じなかったということね、選管は。分かりました。

○委員（関 誠一郎君） この証明書出すに当たって、南條さん、支部長と結局今の状況は幹事長をやっている、桂支部の、それで、幹事長が出せというような圧力があったという内容も聞いているんだよね。

これ、選管とは違うから、だから、幹事長の圧力があって書いてもいいというようなことがあって書いたんだと。

でも、こういう問題になったら、そっちまで調査すべきだよ。このままで上取り、さっと流すわけにいかない。

○委員（猿田正純君） 町長もそのとき呼びましょうよ。

〔「いいですか」と呼ぶ者あり〕

○委員長（加藤木 直君） 猿田委員。

○委員（猿田正純君） すみません、あくまで書類、書類のほうでの……ちょっとここしつこく聞くんですけども、所属党派証明書、南條さんが、代表になっている、このところの党派証明書というのは政党支部（政治団体名）、自由民主党（桂支部）と入っているんですよね。

さっきの届出書、こっちのほうは抜けているんですよね、桂支部が。その辺なんて誇大に広告にPRになっちゃうんじゃないですか。

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

○委員長（加藤木 直君） 総務課長。

○城里町選挙管理委員会書記長（大津好男君） 所属党派証明書については、政党支部（団体名）を記載するものなので、届出書については、政党名を書くところでございますので、その部分で扱いが違うかと。

○委員（猿田正純君） その公報の自由民主党なんていうのは、あそこも党派を書くだけなんですか。

○城里町選挙管理委員会書記長（大津好男君） そうですね。党派のみです。

こっちの所属党派証明書のほうは、政党支部（団体名）を記載するものなので。

○城里町選挙管理委員会書記（塩澤友則君） ここの欄を一番上に写真を添付する欄がありまして、その下は、氏名、年齢、所属党派しか書けない欄にはなっていますので。

○委員（猿田正純君） じゃ、桂支部まで何にも入れなくても……

○城里町選挙管理委員会書記長（大津好男君） 桂支部は政治団体になります。

○城里町選挙管理委員会書記（塩澤友則君） 党派のところのは、大体何々党、何々支部とか……

○委員（猿田正純君） それでいいんだったら、私らやっている。

○委員（三村孝信君） 猿田委員、違うんです。

それ、党派って公認じゃなければ書けないですよ。

だから、そこで書いている自体がもうアウトなんです。

〔「そう」と呼ぶ者あり〕

○委員（三村孝信君） だから、杉山議員がそこで自民党と書いて公報に書いた時点で、これはもう駄目なんですよ。

党派のこの虚偽というの、結局学歴詐称とかと同じように、二百何十条か何かで、結構重いんですよ。これですね、235条だったかな、虚偽事項の公表罪ということで、公選法違反になるんだよね。だから、やっぱり重大なことだと思うんだよね。

だから、それだけに我々候補者というのは、そういうのに対してきちんとやっているわけじゃない、無所属という形で。党費をきちんと支払って、選挙のたび駆り出されるけれども、自分の選挙のときは、ちゃんと無所属と、議長だってそうだろうけれども、みんな無所属で戦っているだけだ。それはやっぱりきちんとしてもらわないと。

○委員（関 誠一郎君） それで、さっき補佐が出した公報。そこに日本大学卒業と書いてあるんだよ。これ、卒業していないと思うよ。

これも調べておいて。

○委員（三村孝信君） 関さん、これ、でもちょっと調査の……

○委員（関 誠一郎君） これは別な委員会になっちゃう。

〔「この調査とはまた……」と呼ぶ者あり〕

〔「ちょっと違う」と呼ぶ者あり〕

○委員（関 誠一郎君） これも、ああそうかと通り過ぎるわけにいかんのですよ。

〔「委員長、よろしいですか」と呼ぶ者あり〕

○委員長（加藤木 直君） 総務課長。

○城里町選挙管理委員会書記長（大津好男君） 今、ご指摘あった部分は、選管のほうとしては、届出の審査については、形式的審査権しか有していないところもありますので、必要事項の記載がなされているか、あと添付書類が調っているかについてしか見られないので、本人が何をやってたかというところまでは、形式上では確認ができていないという状況になっています。

○委員長（加藤木 直君） それは、職歴とか略歴。

○城里町選挙管理委員会書記長（大津好男君） そうですね、あと、実績なんかもそうだと思うんですけども、これをやりましたとかというのいろんな選挙で出てきておりますが、その部分までは見るところがない状況。

○委員長（加藤木 直君） それはそうかもしれないな。

○委員（三村孝信君） 確かにね。

○城里町選挙管理委員会書記長（大津好男君） 通常であれば、本人の社会性とかいろいろあるんだと思うんですけども、そこに対して、選管のほうでやる権限はないところではあります。党とか政治家としての理念で考えればどういう風にやるかは、本人次第ではあります。

〔「いいですか」と呼ぶ者あり〕

○委員長（加藤木 直君） 三村委員。

○委員（三村孝信君） 総務課長言っていることも分からなくてはならないんだよ。例えばこの杉山さんの例を取れば、これ、全体全部チェックしろというのは無理だよ。だって、プロフィールとか主な活動実績ってここに書いてあるけれども、これはどうなんですか、どうなんですかと一々選管でやっているわけないんで、それは分かります。そんなことまでこっちも求めています。

ただ、一番大事なのは、その政党、これとか、あと学歴ぐらいはやはりチェックすべきだし、その以前に立候補する者がみずからは本当は身をたださなきゃいけないところだよな。

選管としたら、今までにそういう前例がほとんどないだろうから、それは今回に限って、そういうふうな対応ができなかったというのは分かるけれども、ある面で言えば、ここにあるように、政党が発行する党籍証明書の提示を求める、これを怠り、虚偽の記載をそのまま記載した場合、選管の事務処理上の過失が認められる場合もある。だから、場合もある、それなりに重みはあるよ。

だから、我々議員だって身をたださなきゃならないよね。だから、委員長が前に言っていたように、学歴や何かだって、自分たちも襟をただして、きちんとそういうのを提出するような形を取ろうと。

だけれども、選管だって、やはり自分たちの対応とか、受付体制に対して、これからもっときちんとやる。そういう姿勢を示してほしいと思うよ。

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

○委員長（加藤木 直君） 総務課長。

○城里町選挙管理委員会書記長（大津好男君） 選管として、公職選挙法がまず柱ではありますが、ほかの選挙管理委員会とかともうちよつと情報をやり取りして、どこまで踏み込めるのか、やり過ぎると選管のほうで公職選挙法違反になりかねない部分がありますので、法律の解釈と、その辺がさっき言った所属党派のほうで政治団体のほうから出ると、受けるしかないというのが判例で出ているところでありますので……これ、所属提出政党の証明書についてですけども……

○城里町選挙管理委員会書記（塩澤友則君） 地方からの問いに対して、国が回答している事例というのがあるんですけども。

○城里町選挙管理委員会書記長（大津好男君） 事例判例集というのが……

○城里町選挙管理委員会書記（塩澤友則君） 所属政党の証明書に関して、行政事例というか、選挙に関する事例がありまして、問いのほうで、県議会議員の選挙において、全国的な組織を有する政党（政治団体）の地方機関、県段階または県段階以下において発行した所属政党証明書を添付した立候補届出書を選挙長において受理しても差し支えないかと

いう問いに対して、国が回答しているのは、政党その他政治団体の代表者から所属党派証明書の発行者について特別の意思表示のない限り、お見込みのとおりという、国からの回答が出ています。

○委員（三村孝信君） いや、それはそうなるよ。

ただ、それは公認じゃないでしょう、それ。

○城里町選挙管理委員会書記（塩澤友則君） そうですね。

○委員（三村孝信君） 公認じゃないんだよ。だから、そのところを勘違いしないでほしいんだよ。だから、受け付けるのはいいんだよ。この桂支部の推薦を受け付けるのは、別に構わない。桂支部推薦で無所属ならうちら何にも言わない。

だけれども、あくまでも公認を名乗って自由民主党と書くには、それはちゃんとした県連のあれが必要だろうということだべ。

だから、県連、もしくはその下の支部というと、地区支部だろうよ、その証明書であつたって、それはその本人が在籍しているという証明にはなるでしょう、自民党と書くと。ただ、公認ではないだろう。公認ではないよね。公認というのは、あくまでも県連が認めなきゃ公認にならない。そこを1支部のやつは推薦だもの。

だから、そこを選管はこれからきちんとやらないと。だって、それだったら、地区支部に出して、自民党名乗り出しちゃうよ。

○委員長（加藤木 直君） それ、国の凡例がそれだと言えるんだったら、県連にそれ出せばいいんじゃない、県連に。

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

○委員長（加藤木 直君） 総務課長。

○城里町選挙管理委員会書記長（大津好男君） 多分県連さんの前に、県の選管のほうからも照会がありまして、県議会の自民党の会派のほうから説明を求められているということで、県庁のほうで同じご説明をしている状況ではあります。

○委員（三村孝信君） でも、国の凡例がそういうふうに出ているんだったら、それで県連に、こういうふうだから問題ないと言って、そんなの問題ないんだよ。

○城里町選挙管理委員会書記長（大津好男君） 県連の中では、茨城県連としては認めていないという文書が後から来ている状況ではあります。

○委員長（加藤木 直君） 何、それ。

○城里町選挙管理委員会書記長（大津好男君） 三村委員がおっしゃるのは、公認というのはあるんですけども、あくまでもこっちの町議会一般選挙については、所属党派という表示なので、この辺がなかなか胃が痛いところではあるんですが、あくまでも所属している党派が自由民主党だという表示を候補者がしてきているということになってしまう。

ただ、特別の意思表示として、県連さんのほうから幹事長等からの名前で来ているものをもって、今後対応していくのをやっていくということになるんじゃないかと思っております。

ます。

〔「委員長、いい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（加藤木 直君） 三村委員。

○委員（三村孝信君） 選管は自分たちはマニュアルというか、それでやったと言うんだけれども、これ、大元の自民党県連がこれは全然認めていません、公認もしていません、その自由民主党というそういう政党名を使うのをやめてくれ、対応してくれと言っているわけでしょう。となれば、それは、この表示というのは不正だろうよ。

だって、どう考えたって、大元が出していないと言っているんだよ。出していないというものを無理やり押し込んで、桂支部という名目で出したわけだから、だから、何回も少しは、我々は選管とかの杉山議員のやり方が、これはあまり言ってみればひどいやり方だよ。

だから、そういう点では、ある程度選管に同情する部分もあるなとは思っていたけれども、はっきり言って、藤咲さんも指摘したように、県連からこういうのがあったときに、いち早く対応して、それで、県連に返答を出して、例えばホームページとか、議会だって、選管のそれを待っているわけだよ。今だってホームページに杉山議員は自由民主党で載っているわけだよ。我々としたら、それは非常に心外なわけだよ。自民党の幹事長やっているわけだからね。心外なわけだよ。だけれども、ずっとそれは待っていたわけだ。選管の反応。

だから、そういう点においては、きちんと迅速な対応を取って、何度も言うように、選挙終わっちゃったことは、これ、ほかから訴訟でも何か出ていると言ったけれども、今のところそういうのがなければ、今後こういうことがないように対応してもらえればいいんだよ。

だから、そういうことがないように、きちんとこれからは、党籍証明書を確認して、それからやりますと、そういう謝罪をして、そのほかないんじゃないか。

あとは、杉山氏個人の問題、桂支部の問題ということになってくるわけだろうからと思いますけれども。

あと、1点いいですか。

○委員長（加藤木 直君） はい、三村委員。

○委員（三村孝信君） それ、町長に相談していないと言うけれども、こういう大事なことなんだから、それは町長にも、それは選管とか町長とかという問題でもないと思うんだよな。それで、彼はまして桂支部の自民党員だよ。だから、この杉山さんを推薦するのに大いに関わりのある人間だ。だから、無関係というわけでもないと思うんだな。知らないわけではないよ、この文書が来ているの。

だから、総務課長から町長には言っていないかもしれないけれども、彼はもう知っていると思う。

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

○委員長（加藤木 直君） 総務課長。

○城里町選挙管理委員会書記長（大津好男君） 選管として対応する方向で考えますので、ここで、選挙長ではありませんので、そこも含めて考えていきたいと思います。

○委員（三村孝信君） 委員長を含めて対応したほうが、委員長、それがいいと思うよ。

○委員長（加藤木 直君） その対応の中身について後で教えてくださいよ。

○城里町選挙管理委員会書記長（大津好男君） 分かりました。

○委員長（加藤木 直君） お願いします。

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

○委員長（加藤木 直君） はい。

○城里町選挙管理委員会書記長（大津好男君） 特別委員会にこの件については聴取されているところなので、時期を見て、またお時間取りますが、委員会の中で答弁できればと思っておりますので、よろしくお願いします。

○委員長（加藤木 直君） 分かりました。

ほかに何かございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（加藤木 直君） 議長、ございませんか。

大丈夫ですか。

○議長（片岡藏之君） 大丈夫です。

○委員長（加藤木 直君） 大丈夫ですか。

〔「ちょっと1ついいですか」と呼ぶ者あり〕

○委員長（加藤木 直君） 副委員長。

○副委員長（藤咲芙美子君） 先ほど自民党無所属と書いてあるところを、二重線で引いて、自由民主党と直していましたよね。あれというのは、提出したときに既にそのような状態で提出されたんですか。

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

○委員長（加藤木 直君） 総務課長。

○城里町選挙管理委員会書記長（大津好男君） 先ほど申したとおり、本届出のときにはもうその状態でないと受け付けしませんでしたので、受け付けした時点で既に直して。

○副委員長（藤咲芙美子君） 返されて、無所属とか自民党にしたとかそんなんじゃないくて、来たときにもうそういうふうに既になっていたということね。

やっぱり真意を問わなくちゃならないんじゃないかと思いますよね、そのところは。

○委員（三村孝信君） 本人のね。

○副委員長（藤咲芙美子君） 本人の。

〔「1ついいですか」と呼ぶ者あり〕

○委員長（加藤木 直君） はい。

○副委員長（藤咲芙美子君） 多分いまいちすっきりしない答えとか、いろんなことを考えてのことで話はしているんだろうと思うんだけど、やっぱりこれを大ごとにしてしまうと、選挙管理委員長に何か傷がつくとか、そういうようなことをおそれてのことでの答弁というか、になっていますか。

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

○委員長（加藤木 直君） 総務課長。

○城里町選挙管理委員会書記長（大津好男君） おそれるというか、そういうことはなくて、事実を言っているところでございます。

○副委員長（藤咲芙美子君） なるほどね、そうですか。分かりました。

○委員長（加藤木 直君） いいですか。

分かりました。

たくさんご意見をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、ございませんか、ほかにも。

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

○委員長（加藤木 直君） 委員。

○委員（綿引静男君） 確認なんですけど、今こう画面に出ている例の真ん中の党派、自由民主党、ここでいう党派の自由民主党、これ自体は問題ないですか。党派として自由民主党なんでしょう、杉山さんは。所属しているの、党员というの。ここでいう党派というのは何、意味。党员という意味なのか。自民党员という意味合いなのか、分からない。

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

○委員長（加藤木 直君） 総務課長。

○城里町選挙管理委員会書記長（大津好男君） 自由民主党という表示をしているのは、所属党派証明ということで自由民主党であるということ。

○委員（綿引静男君） その党派というのは、党员というの、それとも、今言った公認というの。

○委員（三村孝信君） 公認。

これ、私らここ無所属と書くよね。ここは常識的にもう無所属、党派というときに、我々無所属でちゃんと書いていますよ。

○委員（関 誠一郎君） それから、証明もらえないと。

○委員（三村孝信君） 証明もらっていないから、ここで自民党と書くということは、党派証明書はもらっているというふうに選管が考えても無理はないという部分もあるかもしれない、百歩譲って。

○委員（綿引静男君） 公認という位置づけ。

○委員（三村孝信君） うん、公認という位置づけ。

○委員長（加藤木 直君） これで、所属党派証明書、これがちゃんとしたものが、もらったものがこの一番頭のところの党派のところに入れておく。

○委員（綿引静男君） そういうつながり。はい、了解しました。

○副委員長（藤咲芙美子君） ちょっと待って。

もし、公認されていないのに、ここで自民党と書きちゃっていいのかどうか。

○委員長（加藤木 直君） 駄目だ。

○副委員長（藤咲芙美子君） だけれども……

○委員（三村孝信君） 駄目だから今やっているんだ。

○副委員長（藤咲芙美子君） だから、それは……

○委員（三村孝信君） おかしいでしょう。

だから、それを藤咲さん、我々は言っているんです。おかしいでしょう。

○委員（綿引静男君） それは確認しました。

○副委員長（藤咲芙美子君） 許せない。

○委員（関 誠一郎君） いいでしょう。

○委員長（加藤木 直君） ご意見いろいろありがとうございました。

たくさんのご意見等いただきました。

選挙は民主主義の大元というか根幹でございますので、記載内容全体が、本来であれば誠実なものであってほしい、そういう方が選挙に出てほしいよねというふうに私たちは思いますけれども、また、最後には、今やはり旬の話題であります、先ほども出ましたように、学歴の問題、こういった学歴の問題も家宅搜索されるほどのもので、犯罪に近いもので、これについてもやはり議員みずからがみずからを律するという部分で、自から提出する。1回提出すればそれでいいので、これはぜひ納税証明書と一緒にこういったことも6月の末にはやりたいなとは思っているんですけれども、また、この集まりの最後にいろいろ皆さんの意見も聞きたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それと、あと選管の対応につきましては、先ほども大津課長からお話ありましたように、選管の中でいろいろ検討して、自民党の県連のほうに出す内容についても検討して、最終的なものをまとめていきたいというようなことでしたよね。

ですので、その最終的な回答をお待ちしたいなと思っております。

これで、事務局につきましては、本日は結構でございます。

退席願います。

〔選挙管理委員会退席〕

○委員長（加藤木 直君） 今後の進め方なんですけれども、ただいま言いましたように、選管のほうの対応、どういうふうにするかということが決定しましたら、また報告を受けますので、それからまたここにご参集いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

〔「ちょっと、いいですか、1点。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（加藤木 直君） はい。

○委員（三村孝信君） これ、今後受けた後の進行というのは、どういうふうに考えていますか。例えば桂支部、それから杉山議員本人とか、この辺は、委員長、どういうふうに。

○委員長（加藤木 直君） 選管からこういう形で最終的に出てくるのは、そのチェック体制の強化と、それから謝罪という部分が来ると思うんですよ。最後には、謝罪という文書で頂くか、口頭で、選挙管理委員長がやるかどうか分かりませんが、そういう形で受けて、その後は、どうしてもその後、本人もしくは桂支部からの事情聴取をしたいということになれば、これは出頭をお願いして、本人に、本人の口で確認していただく。

○委員（関 誠一郎君） でも、段取り的にはそうなるよね。選管のほう来てもらって、今回のこの杉山さんの問題、やっぱり本人が、あとは桂支部。

○委員長（加藤木 直君） 選管じゃないにしても別に構いませんけれども、ただ、選管出てからでもいいのかなと思うんですけども、どうなんでしょうね。

○委員（関 誠一郎君） 選管出たらほうがいいよ。方向性がちゃんと決まれば。

○委員（三村孝信君） また、物すごく時間かかっては駄目だで、やっぱり危機感がね。早急に。

○委員長（加藤木 直君） 本当に選管のほうで早急に1週間ぐらいで出るかどうか。

○委員（三村孝信君） あれはやる気ないな。

○委員長（加藤木 直君） しかも3月18ですからね、来ているの。

○委員（三村孝信君） 相当、委員長とかこっちから早くしろと言ってやるか。私は、基本的には、最終的には、杉山さんの問題なんだと思うんですよ。

○委員長（加藤木 直君） 個人の。

○委員（三村孝信君） 個人の。

杉山さんが結局2月4日に県連に行って、駄目だったといって、そこで諦めて無所属でやれば何ら騒ぎはないやつですから。そこからの話じゃないですか、これ、支部を巻き込んだ。

○委員長（加藤木 直君） 正直言って、支部が逆に巻き込まれているだよね。一緒なんですか、支部は。言葉悪いけれども、グレーなんですか。

○委員（関 誠一郎君） 巻き込まれているというか……

○委員長（加藤木 直君） どっちなんですかね。

○委員（三村孝信君） 何とも言えない。

ただ、推薦を決めたのは、何人か役員で決めているというだから、責任はあるんじゃないですか。推薦をした場合には、役員が何人もいたと言うだから。そこには上遠野町長もいたという話だからね、その辺も……。

だから、今回この県連でこの騒ぎになっているというのは、町長が知らないわけではない

んで……

○委員長（加藤木 直君） 知らないわけないよね。

○委員（三村孝信君） ないんです、これは。

大変なことになっちゃったとは思っているんじゃないかなと思うけれども。

○委員（猿田正純君） でも、選管から出てくる答えというのは、別に私たちは、結果的には間違っていることはしていませんという、それをさっき一生懸命言っているだけのことだから、そういう答えで県連のほうにだっていくだけだから。

○委員長（加藤木 直君） でも、あれは間違っているよ。

○委員（猿田正純君） 間違っているけれども、それを認めていないじゃん、全然。

○委員（関 誠一郎君） それはこっちでは認められるよ、委員会としては、間違っていないませんでした。

○委員長（加藤木 直君） でも、最後は謝罪するしかないというの。

でなければ、上げた手、下ろせないというの。

○委員（猿田正純君） いや、だって、今回のこれは、選管とか委員長の良治君なんか本当に辞めるようなもの。

○委員（関 誠一郎君） 本来そうだよ。責任は大きいから。

○委員長（加藤木 直君） どういう結果が出るか分からないけれども、持ってくるのを待っていきましょう。

○委員（関 誠一郎君） そうしましょうよ。

○委員長（加藤木 直君） それしかないでしょう。

○委員（猿田正純君） それで、半月後、1か月後、また……。

○委員（三村孝信君） 委員長から早く出せと言ってもらって、結局私らは、選管もちろん選管の対応も大事なんですけれども、杉山さんもやっぱりきちんこの騒ぎの大元は杉山さんなんだから、そこをやっぱりちゃんとしたいなというのはあるんだよね。

○委員長（加藤木 直君） だから、早くこの調査委員会の中身がほかに漏れるようにしたほうがいいんですよ、ちゃんと、どういうふうにやっているか。

○委員（関 誠一郎君） 日にちを決めて、何月何日まで回答を求めますというような文書出したほうが。

○委員（三村孝信君） そのほうがいいね。そうだ。

委員長名でそれ出してもらって、そのほうがいいよ。長くやっていたって……

○委員長（加藤木 直君） そうそう。

最後には、政倫の中身も変えましたよ。政治倫理の中身も、一文入れて。

○委員（三村孝信君） 関さんから出て、ここから送れるかい。

一回終わりにしてもらっていいですか。

閉 会

○委員長（加藤木 直君） これで委員会を閉じます。

午後 4 時 1 9 分 閉会